

新公審査答申（情）第13号
令和5年8月31日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

平成31年2月28日付け、新民協第428号の4によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、平成31年1月23日付け、新広聴第451号の2により行った一部公開決定は、これを取り消し、請求対象文書を特定し直し、改めて公開非公開の決定をすべきである。

第2 事実関係

答申に至る経緯は次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成31年1月8日、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「新市長が「市長への手紙」の回答を市長名で発出した件数とその内訳を示すもの（以下「本件請求文書」という。）」の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。
- 2 実施機関は、本件請求文書を、平成30年度市長への手紙管理表（平成30年1月18日～平成31年1月9日受理分）（以下「本件対象文書」という。）と特定し、そのうち一部が、条例第6条第2号及び条例第6条第6号に該当するとして一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、平成31年1月23日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成31年1月28日付けで、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、平成31年2月28日、条例第12条の規定に基づき、当審査会に諮問した。
- 5 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

平成31年3月1日	諮問書受理
平成31年3月26日	実施機関から弁明書受理

平成31年4月1日	審査請求人から弁明に対する意見書受理
令和2年1月15日	実施機関の口頭意見陳述聴取結果記録書を受理
令和4年12月5日	審査会開催（第1回）
令和5年2月16日	審査会開催（第2回）
令和5年3月9日	審査会開催（第3回）
令和5年5月22日	審査会開催（第4回）
令和5年7月3日	審査会開催（第5回）
令和5年8月7日	審査会開催（第6回）

第3 審査請求人の主張

審査請求書、弁明に対する意見書及び口頭意見陳述聴取結果記録書を確認したところ、審査請求人が主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 請求内容は「新市長が「市長への手紙」の回答を市長名で発出した件数とその内容を示すもの」である。開示された管理表の処理方法と処理内容が同じで区別されていない。処理方法欄に「市長名文書回答」とあり、処理内容に「文書回答」とされている。

「文書回答」が全て「市長名文書回答」とされている。「所管課対応」は「処理方法」欄と「処理内容」とも同じである。これでは「市長名」で回答を発出しているかどうかの確認がとれない。

- 2 (1) 後述第4の1について

ア 「市長名で発出した件数」や「その内容のわかる集計表」を作成していなくて、どうやって「市長名で発出した件数」等が算出されるのか、甚だ疑問である。

イ 別の情報開示で入手した「市長への手紙受理件数（処理方針別）」では文書66（9.7）メール117（17.2）合計183（26.9）となっているが、当該文書では手紙とEメールで入手したものが、全て文書回答となっているが、文書で発送するもの、Eメールで発信するものが混在しており、この管理表で「市長名で発出した件数」を算出することはむずかしいのではないか。

- (2) 後述第4の2について

ア 当該管理表の「手紙入手方法」の欄に「Eメール」「手紙」「f a x」となっているが、入力規則にこの記載はないのか。なぜ「入手方法」とならないのか。

イ 「入手方法」と「処理方法」は関連性を有しなければならないはず。「処理内容」と「処理方法」の意味は。「内容」と「方法」は別では。統計の基本に則った表を作成すべきではないか。

ウ 当該管理表に基づいても161件中、市長名で回答したものは9件に過ぎず、5.59パーセントである。

エ 「いただいたお手紙は、市長がきちんと拝見し、お返事は原則として市長からさせていただきます。」の文言はいつまで継続するのか。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

1 本件対象文書の特定について

「情報公開請求書」記載の「請求の内容」を見るに、審査請求人が求めるものは、新市長が「市長への手紙」の回答を市長名で発出した件数やその内訳のわかる集計表、と捉えることができたが、情報公開請求日現在においてそのような集計表は作成していない。このため実施機関では、審査請求人の求めに限りなく近いものとして当該公文書を特定し、条例に基づき決定した。

また、当該公文書の「処理方法」列中「市長名文書回答」の行をカウントすることにより、審査請求人の求める「市長名で発出した件数」について、「手紙入手方法」などの内訳と合わせ算出することができることを、当該公文書の閲覧実施の際（平成31年1月28日）に審査請求人に対し説明している。

2 前述第3の1に対する弁明

(1) はじめに、前述第3の1の「開示された管理表の処理方法と処理内容が同じで区別されていない。」「処理方法欄に「市長名文書回答」とあり、処理内容に「文書回答」とされている。」について弁明する。

当該指摘は、実施機関の事務処理のあり方に関する意見であり、審査請求の理由となる対象公文書の特定や対象公文書の公開非公開の判断に関する意見ではないものとするが、これを踏まえたうえで、本件対象文書の入力規則について、下記のとおり説明する。

列名「処理方法」	列名「処理内容」
市長名文書回答	すべて「文書回答」と入力
所管課対応	すべて「所管課対応」と入力
参考受理	「参考受理」または「県で対応」と入力
〇区へ転送（〇は区名）	すべて「区で対応」と入力

審査請求人の指摘のとおり、表中上の2行については、実質的に各列の区別をしていない。このことについては、当該公文書の閲覧実施の際（平成31年1月28日）や、平成30年12月26日の面談の際に、審査請求人に対し、実施機関から説明している。

(2) 次に、前述第3の1の「文書回答」が全て「市長名文書回答」とされている。」

「所管課対応」は「処理方法」欄と「処理内容」とも同じである。」について弁明する。

当該指摘は、上記(1)と同様、実施機関の事務処理のあり方に関する意見で

あり、審査請求の理由となる対象公文書の特定や対象公文書の公開非公開の判断に関する意見ではないものとする。これを踏まえたうえでの説明は、上記(1)の弁明と同様である。

(3) 次に、前述第3の1の「これでは「市長名」で回答を発出しているかどうかの確認がとれない。」について弁明する。

当該指摘についても、実施機関の事務処理のあり方に関する意見と考えるが、同時に、対象公文書の特定に関するご意見としても認識したうえ、説明します。

本件対象文書中「処理方法」列に「市長名文書回答」と入力のある行が、市長名で回答を発出している市長への手紙であり、その旨については当該公文書の閲覧実施の際（平成31年1月28日）にも、審査請求人に対し説明している。対象公文書の特定に瑕疵はないものと認識している。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、審査請求人から、本件対象文書では市長名で発出しているかどうかの確認がとれないとして本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討を行う。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 実施機関は、審査請求人が求めるものは、新市長が「市長への手紙」の回答を市長名で発出した件数やその内訳のわかる集計表と捉えることができたが、情報公開請求日現在においてそのような集計表は作成していない。このため実施機関では、審査請求人の求めに限りなく近いものとして当該公文書を特定し、条例に基づき決定したと主張している。

また、当該公文書の「処理方法」列中「市長名文書回答」の行をカウントすることにより、審査請求人の求める「市長名で発出した件数」について、「手紙入手方法」などの内訳と合わせ算出することができることを、当該公文書の閲覧実施の際（平成31年1月28日）に審査請求人に対し説明している、と主張している。

(2) しかし、条例の手引きにおいて、公開非公開の決定における公文書の特定については、特定に必要な事項の聞き取りを十分に行うことが求められている。実施機関は、「市長名で発出しているかどうかの確認がとれない」という審査請求人の主張に対し、上記(1)の後段のとおり説明しているとのことであるが、本件決定後に説明したとのことであった。さらに、当審査会において実施機関に対し、本件対象文書を特定したことについて本件決定前に審査請求人に確認したかどうか説明を求めたが、記録等がないため不明である、とのことであった。これらのことから、実施機関が本件対象文書の特定を行った事実を当審査会では確認で

きなかったため、本件対象文書の特定が十分であったとは認められない。

- (3) ところで、実施機関は、前述(1)の前段で、「情報公開請求日現在においてそのような集計表は作成していない」、「審査請求人の求めに限りなく近いものとして当該公文書を特定した」と主張していることから、本件請求文書はそもそも保有していないことが推測される。
- (4) また、本件請求における情報公開請求書(以下「本件請求書」という。)に記載されている「内訳」が具体的にどのようなものを指すのか、本件請求書に記載がないことから、本件対象文書と本件請求書の文面との同一性について判断することができなかった。
- (5) したがって、実施機関は本件決定を取り消すべきであり、本件請求にかかる請求内容を確認したうえで、改めて本件請求文書を特定し、公開非公開の決定をすべきである。

3 なお、審査請求人は、前述第3の2の主張をしているが、当審査会は判断する立場にはない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

5 最後に、本件請求における実施機関の対応について付言しておく。

実施機関においては、情報公開制度の趣旨及び内容を踏まえて、本件請求文書の特定について請求人と確認を十分に行い、情報公開制度に対する理解と信頼を損なうことのないよう、より適切な対応に努められたい。

(第1部会)

委員 松永仁、委員 池睦美、委員 岩寄勝成